

令和4年度第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日時 令和4年6月27日（月） 13時30分～15時00分
- 2 会場 本庁舎別館 第7委員会室
- 3 出席者 （委員）奥野委員長、相川委員、新井委員、武藤委員、池田委員
（所管課）子ども家庭総合センター総務課、子ども家庭支援課
（事務局）子ども育成部子育て支援政策課
- 4 欠席者 （委員）安部委員、江幡委員
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法案について諮問を受け、6 議事要旨の【結果】のとおりそれぞれ答申した。

施設名称	施設数	募集方法	指定期間
子ども家庭総合センター	1	公募	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日
児童養護施設カルテット	1	公募	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任および委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理を指名した。

【結果】

前回審査開催時にも委員長としての実績があり、中小企業診断士として法人の経営状況などの把握に長けているとの理由から、奥野委員が選任された。委員長職務代理には、奥野委員長から池田委員が指名された。

(2) さいたま市子ども家庭総合センターにおける指定管理者の選考方法案等について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

単独

② 設置条例名・設置目的

「さいたま市子ども家庭総合センター条例」

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため。

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

【所在地】さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号

【規模】延床面積12,536.26㎡、鉄筋コンクリート造4階建て

【主な施設】総合案内、ぱれっとひろば、つながりカフェ、なんでも子ども相談窓口ほか

【指定管理者の業務】

○施設の運営に関する業務

- ・総合相談機能の事業運営業務
- ・「地域の子育て」支援業務
- ・世代間交流・活動拠点機能の事業運営業務
- ・子ども家庭総合センター内実務者調整会議等への参加業務
- ・総合案内、貸館業務 等

○その他の業務

- ・危機管理マニュアルの作成
- ・ホームページによる施設の情報提供
- ・アンケート調査の実施
- ・各種報告書の提出 等

【申請資格要件】（マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）

- ・同様の業務実績があること
- ・本店所在地がさいたま市内であること（共同事業体で応募する場合、構成員のうち最低1団体が満たしていればよい）

⑥ 選定基準

○子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するという点を重視し、以下の項目を追加

- ・「地域の子育て」支援機能等の、事業運営業務の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか。
- ・自主事業等の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮する内容となっているか

⑦ 利用料金制

・利用料金なし

⑧ 指定管理料

・619,757千円（5年間）

⑨ スケジュール（募集期間）

・ 7月11日～8月22日

【質疑等】

Q 子どもコンシェルジュ、なんでも子ども相談窓口、なんでも若者相談窓口は、指定管理者か市の職員いずれが担当しているのか。

A 子どもコンシェルジュ及びなんでも若者相談窓口は指定管理者業務、なんでも子ども相談窓口は市の業務としてそれぞれ実施している。

Q 子ども相談窓口だけ、市の職員を配置されている理由は。

A 児童相談所機能へ引き継ぐ必要性が高い相談が寄せられる可能性が高いと考えており、そのような場合でも迅速に対応が行えるよう体制を構築している。

なお、なんでも若者相談窓口も同様の可能性も考えられるが、実績として電話での相談が多いこと、また子ども相談窓口と同じフロアにあるため、重要度の高い相談が寄せられた場合には窓口同士で連携して対応ができる体制となっていると考えている。

Q 子どもコンシェルジュ、なんでも子ども相談窓口以外の業務イメージについて補足していただきたい。

A なんでも若者相談窓口については中高生から30代の方を対象として幅を広げてお話を伺っている。こちらも窓口及び電話での相談形式での実施がメインとなっている。大人の方自身の相談ということでこの窓口で話を伺っていると、子育てに関する相談内容であったことから、なんでも子ども相談窓口を案内した事例もあり、そういった際には窓口同士で連携して対応している状況である。

小学生の遊びスペースは、屋根つきの運動場で、見守りや声掛け、講座の実施などにより、楽しめる遊びを引き出してもらうなど、指定管理者にはそのような役割を期待している。

中高生の活動スペースは、バンドやダンス練習をできるスタジオもある。

また、フリーで動かせる机を置いており、お子さんによっては学校に行きづらいと感じている子が、ここに来てくれて関わりを持つなど、いわゆる不登校という状態のお子さんの気持ちに寄り添いながら、活動を促す場所ともなっている。

その場合、状況によっては教育相談室につなぐこともできるため、そのような関わり方を、指定管理者に実施していただいている。

Q 指定管理料の運営費について、初年度が高く、次年度からはそれより下がった金額を積算しているがこの理由は。

A 初年度は新規に準備を要する事業も多いと想定されていることから多めに積算している。次年度以降は当初ほど準備費用が掛からないと想定されるため、このような積算とした。

Q 修繕料については、市と指定管理者での役割分担の考え方はあるのか。

A 簡易なものについては指定管理者が修繕を行うことにより、迅速に対応ができることから、執行予定額が一定の金額以下の修繕については指定管理者の業務とすることとしている。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。

(3) 児童養護施設カルテットにおける指定管理者の選考方法案等について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

単独

② 設置条例名・設置目的

「さいたま市児童養護施設条例」

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採る旨の決定を受けた児童を入所させて養護するため

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

【施設所在地】

さいたま市桜区大字下大久保 1542 番地 4

【規模】

延床面積 1,704.75 m² 鉄骨造 2 階建 平成 16 年築

【主な施設】

管理棟 事務室、調理室、面接室、医務室、静養室、更衣室、

児童棟（1 棟 2 ホーム× 2 棟） 幼児室、児童室、洗面室、台所、浴室、更衣室

【指定管理者の業務】

○施設の維持管理に関する業務

・施設、附属設備の維持管理

・250 万円以下の修繕等

○施設の設置目的を達成するために必要な業務

- ・相談援助業務
- ・日常生活支援業務
- ・家事的業務
- ・余暇活動業務
- ・健康観察業務
- ・施設・設備の維持管理業務
- ・社会生活準備指導業務
- ・その他必要な業務

【申請資格要件】（マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）

- ・社会福祉法に規定する社会福祉法人であること
- ・埼玉県内で児童福祉施設等の管理運営実績を有すること。

⑥ 選定基準

○児童への処遇を重視することを重視

- ・入所児童との十分な信頼関係の構築に関する提案がなされているか。
- ・関係機関や地域団体など、施設外との連携に関する提案がなされているか。
- ・職員体制として、十分な経験と実績のある職員配置がされているか
- ・小規模、地域分散化、多機能化についての考え方が示されているか

⑦ 利用料金制

- ・なし

⑧ 指定管理料

- ・1,063,632千円（5年間）

⑨ スケジュール（募集期間）

- ・7月11日～8月22日

【質疑等】

Q 指定管理料等の部分で、寄付金収入及びその他収入が記載されているが、これらは具体的にどのようなものか

A 寄付金収入については、お金を納付いただくほか、物品寄付をいただくこともあり、その場合は金額換算して算定したものが記載した金額となる。物品寄付の例としては自転車やランドセルなどが挙げられる。

その他収入としては、施設に実習生を受け入れした際の謝礼などが計上されている。

Q 指定管理料として、人件費や事務費等を積算しているが、これは小学生や中学生が何人程度といったような計算条件はどのような形としているのか。定員以下で積算している場合、今後入所者が増え、定員まで入所した場合には、ここに記載されている積算額では不足することになるということも想定されるがどうか。

A 事務費・事業費については平成30年度から令和3年度の決算額を参考に算出した。人件費については、必要人員として考えられる上限人数で昇給等も加味したうえで積算した金額である。

過去の児童数で、現状より多くの人数である60名近くの児童が入所していることもあったが、指定管理者より指定管理料が不足してしまうといった相談を受けたこととはないため、積算額で不足するという想定はしていない。

Q 入所児童に応じた措置費については指定管理者でなく、市が受け取るのか。

A お見込みのとおり。

Q 措置延長により、現在は18歳以上でも入所が可能となっている。今後の入所者人数について想定はあるのか。

A 積算内容については、未確認であるが、18歳以上の入所者も少ないながらも現在入所している状況である。

Q 人員配置の中で、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員が記載されているが、こちらはどのような配置条件があるのか。必要資格等を確認したい。

A 里親支援相談員と家庭支援専門員の資格要件は同じで、社会福祉士若しくは精神保健福祉士、児童養護施設において児童の養育5年以上従事した者、大学で心理学を専修する学科を卒業した者などである。なお家庭支援専門相談員については、役割として経験年数などが高く、スーパーバイズができる方が担っていると聞いている。

Q 施設の小規模化及び地域分散化並びに多機能化についての考え方が示されているかというのが評価項目に加わっていると説明があったが、これは応募者にどのような意見を求めているのか、改めて確認したい。

A 今回の指定管理期間の中で、上記の実施を求めているもの、国の考え方として実施が求められている。次回の指定管理者選定時には、本市としても何かしら実施していく必要があると考えていることから、現時点における応募者の考えを確認したい意図で加えたものである。

児童養護施設の運営法人として考え提案できる、具体的な取組等を伺いたい。

Q 次回の指定管理者選定時以降に応募者が対応可能な方法を確認するのか。

A ゆくゆくは大きな施設でない方が望ましいとの方向性が国から示されていることから、児童養護施設の運営法人として、どのような考えを持っているか、確認し、評価の対象としたいと考えている。

次回以降に当該応募者が対応可能な方法を確認するという趣旨ではない。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。